

CADライセンス認証端末機器等賃貸借
仕 様 書

令和8年8月

越前市デジタル政策課

1. 目的

CADライセンス認証用サーバ機器等の保守期限満了に伴い、24時間連続稼働に対応したパソコンを調達することにより、継続的かつ安定的な業務運用を行うことを目的とする。

2. 作業場所

越前市役所サーバ室外

3. 業務期間

契約締結の翌日から令和14年2月29日まで

4. 機器賃貸借期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（5年間）

5. 導入機器等概要

(1) パソコン

数量：1台

以下の要件を満たすこと。

ア 筐体	法人向けデスクトップパソコン（24時間連続稼働対応モデル）
イ OS	Windows 11 Pro 64bit 以上
ウ CPU	Intel Core Ultra 5 相当以上
エ メモリ	16GB 以上
オ ストレージ	SSD 256GB 以上
カ 暗号化機能	自己暗号化機能又は同等機能を有すること
キ 光学ドライブ	DVD スーパーマルチドライブ以上
ク セキュリティ	TPM2.0 搭載
ケ 映像出力	VGA 端子を1ポート有すること（変換アダプタ可）
コ USBポート	USB（Type-A）ポートを3ポート以上有すること
サ LAN	1000BASE-T 対応ポートを有すること
シ リカバリ	OS 再インストールに必要な媒体又は回復手段を提供できること
ス 保証	賃貸借期間中（5年間）の保守サポートを付帯すること

(2) 無低電源装置（UPS）

数量：1台

以下の要件を満たすこと

ア 定格容量	750VA 以上とすること
イ 保証	賃貸借期間中（5年間）の保守サポートを付帯すること

(3) その他

ア LAN ケーブル	カテゴリ 6 LAN ケーブル（5m）1本
------------	-----------------------

6. 保守要件

次のとおり、賃貸借期間中5年間の、出張訪問修理に対応するメーカー保証により行う。受注者は前項のパソコンと共に当該メーカー保証を調達し、これにより保守業務を行うこと。

- (1) 出張訪問修理とは、平日営業日に故障の連絡を受けた場合原則として1週間以内に現地にて修理ができるよう措置することをいう。
- (2) メーカー修理とは、調達するパソコンのメーカーによるハードウェア製品保守をいう。
- (3) 修理に必要な交換部品はメーカー保証の範囲とする。
- (4) 修理によりストレージの交換を行った場合はメーカーへの返却は行わず、越前市が処分する。
- (5) 機器故障時の連絡先及び対応手順を記載した資料を提出すること。

7. 作業要件

庁内業務システム用サーバ構築に必要な機器の調達を行う。

8. 納入条件

- (1) 更新機器及びソフトウェアは、すべて受注者の責任において納入すること。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項であっても、更新サーバ機器が正常に稼動するための環境を構築するために必要となる機器及び消耗品については、デジタル政策課と協議して受注者の負担と責任において納入すること。
- (3) 更新機器類の搬入のスケジュールについては、デジタル政策課及び設定業務を行うゆうねっと保守業者と十分に日程調整を実施すること。
- (4) 設定機器に対し、賃貸借期間、導入業者名を記載したラベルを貼り付けること。
- (5) その他、納入に関する不明な事項については、デジタル政策課の指示を仰ぐこと。

9. 搬入条件

- (1) 更新機器の搬入の日程及び方法等については、あらかじめデジタル政策課と協議すること。
- (2) 納入するサーバ機器を稼動させるために必要な各種ケーブル及び接続部品は、全て事前に準備すること。
- (3) 更新機器搬入等作業による諸設備の破損等については、デジタル政策課の指示に従い、受注者の負担と責任において修復等をおこなうこと。

10. 納入期限及び検査

(1) 納入期限

令和9年1月31日

(2) 納期延長に関する協議

受注者の責めに帰することができない事由により、納入期限までの納品が困難とな

った場合は、受注者は越前市に対し速やかにその事情及び根拠を書面により報告するものとする。越前市は当該報告の内容を確認の上、受注者と協議し、必要と認めるときは納入期限の延長について協議するものとする。

(3) 納品検査

構築業者が行う設定業務による正常動作確認を含む。

(設定業務完了期限：令和9年2月28日)

1 1. 契約条件

(1) 支払条件

令和9年3月1日から令和14年2月29日までの賃貸借契約により、分割払い(6回払い)とする。なお、各年度の支払い額は下記のとおりとする。

令和8年度 契約金額の60分の1

令和9年度から令和12年度 契約金額の60分の12(各年度)

令和13年度 契約金額の60分の11

支払いは、各年度終了後、受注者の請求後に行うものとする。ただし、令和8年度においては、賃貸借契約期間終了後に受注者の請求をもって支払うものとする。

(2) 契約方法

契約は越前市と落札者との2者契約又はリース会社を加えた3者契約とする。

リース会社を加えた契約が必要な場合、落札後すみやかに当該リース会社を越前市に書面で届け出ることにより、越前市と受注者及び受注者の指定するリース会社との3者契約を締結することができる。

(3) 賃貸借契約満了時の物品の帰属

賃貸借契約満了時、納入物品は無償で越前市に帰属するものとする。

(4) 動産総合保険の加入

賃貸借期間中継続して、受託者の負担により、賃貸借物品に、偶発的な事故による損害を対象とする動産総合保険を付加すること。対象は次の範囲とする。

火災、落雷、破裂、爆発、盗難、水災(台風・豪雨等による洪水、水害)、漏水及び地震以外による建物の崩壊等

なお、当該保険を適用した場合、保険会社は、越前市及び越前市職員に対して求償できないものとする。

1 2. 守秘義務

(1) 仕様書に基づくすべての作業において、デジタル政策課が提供した業務上の情報を第三者に開示し、または漏洩しないこと。

(2) デジタル政策課が提供する資料は、原則として複写及び第三者への提供は行わないこと。なお、提供資料及び複写した資料は、作業終了後デジタル政策課に返却すること。

1 3. 留意事項

機器の更新に際して、下記の事項に留意すること。

- (1) 各機器を既存の19インチラック内に設置するために必要な棚板等については受注者において負担すること。
- (2) 設置する機器については、地震等による転倒、落下又は移動を防止するための耐震対策（固定ベルト、固定金具、耐震ジェル等）を講じること。
- (3) 納入する機器等について、賃貸借期間満了までの当日オンサイト保守を含めること。
また、機器納入から賃貸借期間が始まるまでの間は、受注者の負担と責において保守すること。

1 4. 提出書類

受注者は、デジタル政策課が定める期限内に次の資料を電子媒体で1部提出すること。

- (1) 納品物一覧（搬入先での写真を含む）
- (2) 保証書
- (3) 保守手順書（機器故障等発生時の連絡先を含む対応手順書）
- (4) その他必要と認められる書類

1 5. 補則

本仕様書及び契約書に定めのない事項については、必要に応じて越前市と受注者が協議して定めるものとする。